

～制度調査部情報～

2008年06月06日 全3頁

金商法改正法、成立

制度調査部
横山 淳

2008年金商法改正関連シリーズ

【要約】

- 2008年6月6日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した。
- これは、2007年12月の金融審議会報告を受けて、プロ向け市場の創設、ETFの多様化、銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し、課徴金制度の強化などを実現するものである。
- また、2008年1月に発生した虚偽の大量保有報告書の提出に関する連絡について、当局が訂正命令を行った開示書類について、公表を停止することができる枠組みを導入することとしている。
- 施行は、公布日から6ヶ月以内（ファイアーウォール規制の見直しは1年以内）の政令指定日とされている。

金商法改正法、成立

○2008年6月6日、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」¹が参議院本会議で可決され、成立した。

○これは2007年12月18日に発表された金融審議会金融分科会報告書²の提言を受けて、金融商品取引法などの改正を行うものである。

○その主な内容を挙げると次のようになる。

- ①いわゆるプロ向け市場の創設
- ②ETFの多様化
- ③銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し
- ④課徴金制度の強化
- ⑤金融商品取引所による排出権取引市場開設の解禁
- ⑥訂正命令を行う開示書類の縦覧制限

○なお、これらのうち⑥は2008年1月に発生した虚偽の大量保有報告書提出を契機として設置された「EDINET運用改善検討チーム」が2月19日に公表した「EDINET運営改善に関する論点整理」³を踏まえたものである。

¹ 法案は、金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/169/index.html>) に掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1.html など) に掲載されている。

³ 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20080219-1.html>) に掲載されている。

○逆に、金融審議会が提言していた「金融商品取引所と商品取引所の相互参入」については、今回の法案には盛り込まれていない。今後、関係省庁との調整が続けられるものと思われる。

金商法改正法の重要なポイント

○以下、金商法改正法のうち特に重要なポイントをまとめると次のようになる。

1. いわゆるプロ向け市場の創設

- ◇参加者を特定投資家に限定したプロ向け市場（「特定取引所金融商品市場」）を創設する。
- ◇いわゆるプロ向け銘柄（「特定投資家向け有価証券」）については、一般投資家への転売制限などを条件に、現行の開示規制は免除する。
- ◇プロ投資家への的確な情報提供を確保するために、次の情報提供などの枠組みを設ける。
—取得勧誘時にその有価証券及びその発行者に関する情報（「特定証券情報」）の提供などを求める。
—一年1回以上の発行会社に関する情報（「発行者情報」）の提供などを求める。

2. E T Fの多様化

- ◇商品現物と交換可能な投資信託（「主として換価の容易な資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託」）を導入する。

3. 銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し

- ◇証券会社や銀行等に対し、利益相反管理のための体制整備を法令上義務付ける。
- ◇証券会社・銀行間の役職員の兼職規制は撤廃する⁴。

4. 課徴金制度の強化

- ◇課徴金の金額水準を引き上げる。
- ◇課徴金制度の対象に、新たに次の違反行為を追加する。
 - 発行開示書類（有価証券届出書など）・継続開示書類（有価証券報告書など）の不提出
 - 公開買付開始公告・公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出
 - プロ向け銘柄についての虚偽のある情報提供（前記1. 参照）など
 - 安定操作取引・仮装売買・馴合売買による相場操縦⁵
- ◇過去5年間に課徴金の対象となった者が再度違反した場合には、課徴金を1.5倍に加算する（加算制度）。
- ◇発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載、大量保有報告書の不提出、自己株式取得についてのインサイダー取引等について、当局の調査前に自ら申告した場合には、課徴金を半額とする（課徴金減算制度）。
- ◇課徴金の除斥期間⁶を5年に延長する（現行3年）。

⁴ なお、金融審議会金融分科会第一部会報告で提言されていた法人顧客情報の共有制限緩和は、法成立後に整備されるものと見られる政省令で対応されるものと思われる。

⁵ 現行の課徴金制度で規制対象となっているのは、相場を変動させるタイプの相場操縦行為である（金融商品取引法174条）。それに対して、新たに規制対象として追加が予定されているのは、相場を変動させるのではなく、相場を固定させたり、売買が活発であると他人に誤解させたりするタイプの相場操縦行為である。

5. 金融商品取引所による排出権取引市場開設の解禁

◇金融商品取引所の業務範囲として、いわゆる排出権取引（「算定割合量に係る取引」）などを行う市場等の開設を認める。

6. 訂正命令を行う開示書類の縦覧制限

◇当局が訂正命令を行った開示書類について、その公表を停止することができる枠組みを導入する。

施行日

○今回の改正法に基づく金融商品取引法等の改正は、公布日から6ヶ月以内の政令指定日から施行することが予定されている。

○ただし、前記3. の「銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し」（利益相反管理体制の整備、兼職規制の撤廃）は、公布日から1年以内の政令指定日から施行することが予定されている。

※金商法改正法（案）については下記のDIR制度調査部情報レポートも参照。

横山 淳「プロ向け市場と開示規制の改正案」（2008年3月27日）

横山 淳「プロ向け市場と業者規制の改正案」（2008年4月10日）

横山 淳「プロ向け市場の運営に関する改正法案」（2008年4月10日）

金本悠希「E T F多様化のための改正法案」（2008年3月27日）

金本悠希「ファイアーウォール規制の見直しに関する改正法案」（2008年3月12日）

金本悠希「銀行・証券会社等の利益相反の管理に関する改正法案」（2008年3月13日）

金本悠希「銀行等の業務範囲を拡大する改正法案」（2008年3月31日）

横山 淳「T O B・大量保有報告違反に対する課徴金案」（2008年4月30日）

横山 淳「課徴金の加算・減算制度導入案」（2008年5月28日）

横山 淳「インサイダー取引に対する課徴金強化案」（2008年5月29日）

金本悠希「金融商品取引所による排出権取引市場開設の解禁案」（2008年4月10日）

⁶ 違反行為が行われてから一定期間が経過した場合は、当局は審判手続開始の決定を行うことができない（つまり、課徴金を課すことができない）という制度のこと（金融商品取引法178条3～9項）。刑事訴訟における公訴時効に相当する。除斥期間が延長されれば、それだけ当局は、過去に遡って違反行為を摘発することができるようになる